

令和5年3月21日

令和5年度事業計画

鹿児島水先区水先人会

本会の目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和5年度は、水先人がユーザーの水先要請に対して引受窓口業務の円滑な実施を図ると共に、水先人としての品位を保持し船舶の安全かつ効率的な運航に最善を尽くすことにより、高い信頼性を構築していくことを重点事業として推進する。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先人会の適正な運営に関する指導・監督をする。
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制を維持する。
- ・第三者の業務監査により本会の品質管理を維持する。
- ・内部監査を充実させる。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力をする。

(2) 水先業務の円滑な遂行のための事業

- ・ 会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関することを促進する。
- ・ 水先利用者等から寄せられる要望・意見に速やかに対処し、必要な改善等を図り、水先業務の円滑な遂行を維持する。

(3) 水先人養成関連事業

- ・ 令和5年度は令和6年度から新人1名を募集する準備を開始する。

(4) 会員の指導・連絡業務

- ・ 乗船前のアルコールチェックを実施する。乗船する船舶に自動車を運転して赴く場合は自動車運転前のチェックを含むものとする。
- ・ 会員の乗下船の際の安全対策の強化を図る。
- ・ 感染状況に応じた感染症対策の実施を指導する。

(5) 業務取次窓口業務

- ・ 会員のする水先業務の引受に関する事務の的確な実施に努める。
- ・ 会員のための料金收受事務の的確な実施を行う。

(6) 水先人の品位保持に関する事業

- ・ 水先人として必要な知識及び技術の向上を図るための安全研修へ参加促進
- ・ 乗下船安全キャンペーン及び安全運航強調月間の活動を関係者の協力の下に促進する。

(7) その他の事業

- ・ 水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報を公開する。
- ・ 関係行政機関や海事関係団体が主催する海難防止等に関する検討会や委員会等に参画し、水先業務に係る知見を活用して必要な意見を提示する。

以上